

## 利用料金表

平成27年8月1日～適用

利用者負担段階			保険適用											保険外				利用者月額 (1割負担) (A)+(C)	利用者月額 (2割負担) (B)+(C)	
区分	本人・世帯の収入所得	施設介護 サービス費 ①	栄養ケアマ ネ加算 (1日当り) ②	個別機能 訓練加算 (1日当り) ③	日常生活継続 支援加算 (1日当り) ④	サービス提供 体制加算(Ⅱ) (1日当り) ⑤	看護体制 加算(Ⅰ)口 (1日当り) ⑥	夜勤職員配置 加算(Ⅰ)口 (1日当り) ⑦	福祉施設処遇 改善加算(Ⅰ) (1日当り) ⑧	合計 (①+② +③+④ +⑥+⑦ +⑧)	月合計 (月:31日)	利用者負担 (1割負担) (A)	利用者負担 (2割負担) (B)	食費	居住費	合計	月合計 月:31日 (C)			
1段階	生活保護受給等	介護1	5,470	140	120	360	60	40	130	369	6,629	205,499	20,550	300	0	300	9,300	29,850		
		介護2	6,140							409	7,339	227,509	22,751					32,051		
		介護3	6,820							449	8,059	249,829	24,983					34,283		
		介護4	7,490							489	8,769	271,839	27,184					36,484		
		介護5	8,140							527	9,457	293,167	29,317					38,617		
2段階	市町村民税非課税世帯	介護1	5,470	140	120	360	60	40	130	369	6,629	205,499	20,550	390	370	760	23,560	44,110		
		介護2	6,140							409	7,339	227,509	22,751					46,311		
		介護3	6,820							449	8,059	249,829	24,983					48,543		
		介護4	7,490							489	8,769	271,839	27,184					50,744		
		介護5	8,140							527	9,457	293,167	29,317					52,877		
3段階	市町村民税非課税世帯 第2段階に該当しない人	介護1	5,470	140	120	360	60	40	130	369	6,629	205,499	20,550	650	370	1,020	31,620	52,170		
		介護2	6,140							409	7,339	227,509	22,751					54,371		
		介護3	6,820							449	8,059	249,829	24,983					56,603		
		介護4	7,490							489	8,769	271,839	27,184					58,804		
		介護5	8,140							527	9,457	293,167	29,317					60,937		
4段階	市町村民税課税世帯 ※1	介護1	5,470	140	120	360	60	40	130	369	6,629	205,499	20,550	41,100	1,380	840	2,220	68,820	89,370	109,920
		介護2	6,140							409	7,339	227,509	22,751	45,502					91,571	114,322
		介護3	6,820							449	8,059	249,829	24,983	49,966					93,803	118,786
		介護4	7,490							489	8,769	271,839	27,184	54,368					96,004	123,188
		介護5	8,140							527	9,457	293,167	29,317	58,634					98,137	127,454

- ①施設介護サービス費……………基本料金です。  
 ②栄養ケアマネ加算……………栄養ケアマネジメントを実施している場合に算定致します。  
 ③個別機能訓練加算……………機能訓練指導員を配置している場合に算定致します。  
 ④日常生活継続支援加算……………認知症高齢者等が一定割合以上入所しており一定割合以上の介護福祉士を配置している場合に算定します。  
 ⑤サービス提供体制加算(Ⅱ)……………一定以上の常勤の看護・介護職員を配置している場合に算定します。(④の日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しません。)  
 ⑥看護体制加算(Ⅰ)口……………常勤の看護師を一名以上配置している場合に算定します。  
 ⑦夜勤職員配置加算(Ⅰ)口……………配置基準以上の夜勤者(4名以上)を配置している場合算定します。  
 ⑧福祉施設処遇改善加算(Ⅰ)……………ご利用された介護保険適用金額の5.9%を算定します。

※1…平成27年8月1日から合計所得金額に応じて各自負担割合によって異なります。本人の合計所得が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者単位で280万円以上、2人以上で346万円以上の方は2割負担となります。